

患者送迎バス運転・管理業務委託契約書（案）

委託業務の名称	患者送迎バス運転・管理業務委託		
年間契約金額	金	円	
	（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額		円）
臨時委託単価	金	円（1時間当たり）	
	（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額		円）
委託業務の期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで		
契約保証金			

患者送迎バス運転・管理業務（以下「委託業務」という。）について、福島県立宮下病院（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間で次の条項により契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、甲の車両を使用し、甲に来院する患者等を送迎するため、この業務を乙に委託する。

（委託業務の仕様）

第2条 委託業務の仕様は、別紙仕様書のとおりとする。

（業務遂行上の責務）

第3条 乙は、甲が指定した場所及び区域において、委託業務を遂行しなければならない。

2 甲は、委託業務を遂行するために必要な施設及び設備を乙に貸与するものとする。

3 乙は、安全運転に特に注意し委託業務を実施するものとする。

4 乙は、委託業務遂行中に故意又は重大な過失により、甲または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（委託業務の報告及び確認）

第4条 乙は、患者送迎バス運転・管理日誌により業務の履行について甲に報告するものとする。

2 甲は、乙より提出された患者送迎バス運転・管理日誌に基づき、業務の履行確認を行うものとする。

（委託料の支払い）

第5条 乙は、第4条第2項の履行確認を受けた後、当該月の委託料を甲に請求することができる。

2 毎月の委託料の額は、頭書の年間契約金額を12で除した額に臨時委託単価に臨時委託時間をかけて算出した金額を加えた額とする。ただし、その金額に端数が生じるときは甲、乙両者の協議によって処理を決定する。

3 甲は、前項の規定による請求を受理したときは、その日から起算して30日以内に代金を支払わなければならない。

（遅延利息）

第6条 甲の責めに帰する事由により、前条第3項による委託料の支払いが遅れたときは、乙は甲に対してその遅延期間の日数に応じ、遅延した委託料の額に年2.5%の割合で計算した額の遅延利息を請求することができるものとする。

（契約金額、給付内容の変更）

第7条 次の各号の一に該当する場合には、甲乙協議の上、この契約を変更することができる。

一 乙が行う業務量に著しい変更が生じたとき

二 その他、甲、乙両者が必要と認めたとき

(事故発生時における報告)

第8条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約の解除)

第9条 甲又は乙は、契約期間中に本契約を解除し、又は契約の一部を変更しようとするときは、1ヶ月前までに相手方に申し出、協議することとする。ただし、次の各号に該当する場合は、甲は乙に弁明の機会を与えた後、期間を定め本契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約を誠実に履行しないとき、又は履行する見込みがないとき。

(2) 乙がこの契約に違反したとき。

(3) 乙の従業員が不正または違法の行為を行い、甲が業務の遂行ができないと認められるとき。

(4) 弁明の期日に乙又はその代理人が出席しなかったとき。

(5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙がイからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方とした場合（へに該当する場合を除く。）に甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により甲が契約を解除した場合は、乙は解除された月の初日から業務終了時までの委託業務についての代金の請求はできないものとする。

3 乙は、甲がこの契約に違反し、それにより委託業務を遂行することができなくなったときは、この契約を解除することができる。

4 前項の規定により乙が契約を解除した場合は、乙は解除した月の初日から業務終了時までの委託業務について代金を請求することができるものとする。

5 前項の代金は、第5条第2項の額に、勤務した日数を当該月の外来診療日数で除して得た数を乗じて得た額とする。

(違約金)

第10条 乙は、前条第1項の規定によりこの契約を解除されたときは、頭書の年間委託料の額の10分の1に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、前条第3項の規定により甲が契約を解除された場合に準用する。

3 甲は、乙が委託業務の一部を履行できなかったときは、契約を解除するか、契約を継続し違約金を請求するか選択する権利を有するものとする。

(損害賠償)

第11条 甲が第9条第1項の規定による契約解除により損害を受けたときは、乙はその損害額を甲に支払わなければならない。

2 前項の規定は、第9条第3項の規定により乙が損害を受けた場合に準用する。

3 乙は、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による損害の場合は、この限りでない。

(談合による損害賠償)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、第9条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(違約金等の徴収)

第13条 乙がこの契約に基づく違約金又は賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から年2.5%の割合で計算した利息(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる)を付した額を乙から徴収する。

(秘密の保持)

第14条 乙は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務を遂行する目的以外に使用してはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除し、若しくは解除された後も同様とする。

(個人情報の保護)

第15条 乙は、委託業務を行うため、福島県個人情報保護条例(平成6年福島県条例第71号)第2

条第1号に規定する個人情報（以下、「個人情報」という。）を取り扱うに当たっては、別記2の個人情報取扱特記事項を守らなければならない。

（譲渡等の禁止）

第16条 乙は、この契約により生じた権利又は義務を他の者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

（車両管理）

第17条 乙は、甲が車両管理上必要と認めて行った指示、指定及び命令には従わなければならない。

（疑義についての協議）

第18条 この契約について生じた疑義又はこの契約に定めなき事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

（紛争の解決）

第19条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

（電子契約の場合における契約の効力の発生）

第20条 本契約案件が電子契約において締結される場合において、本契約案件への甲と乙の電子署名日が、契約書に定める契約の履行開始日より後の日である場合にあっては、契約の効力は契約書に定める履行開始日から生じるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 福島県大沼郡三島町大字宮下字水尻1150
福島県立宮下病院
院長 横山 秀二

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄

を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。
(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者(再委託先が子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。以下次項において同じ。)に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

注1 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者を指す。

2 委託業務の実態に則し適宜必要な事項を追加し、不要な事項は削除するものとする。また、契約書本文の定めとの関係に応じ、必要な文言の整備を行うものとする。